

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2008年10月15日発行
第87号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員
NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。

新会員 マンション 紹介

コスモ和光 ガーデンフォーラム

和光市
2棟
7階
43戸
1999年(H11年)竣工
委託管理
管理会社 長谷工コミュニテイ



秋号

Autumn

- 管理業者関連・横領・使い込み情報 … p.2
- 「マンション問題何でも法律110番!」(下) … p.5
- 住宅・建築分野における
今後の省エネルギー対策の方向性… p.6
- 連載 私の町はどんな町⑧
—熊谷市(熊谷宿)—… p.7
- 第33回 実践セミナーのご案内 … p.8

管理会社関連・横領・使い込み情報

(管理会社・管理員・フロントマン・理事長・会計理事)

NPO 培管ネット 会長 佐々木 一

理事長や会計理事など管理組合役員による組合資産の横領があった時、事件発覚後に管理組合が、管理業務を委託している管理会社の責任を追及することがあります。

これは、「管理会社としての注意義務」を怠ったために犯罪行為を見抜けず被害を拡大させた。そんな不満が管理組合にあるからです。

実際には、管理組合にも責任があるのですが、管理会社の「プロ」としての業務や監視を行っていたのが問われる形になっているわけです。今期87号は、最近のマンションに関するいくつかの事件を拾ってみました。

全国マンション管理組合連合会のメンバーである、福管連によるとマンション管理会社の「丸美」(福岡市・従業員275名)は、平成20年8月5日、福岡地方裁判所に民

に至りました。

「管理組合への影響を懸念」

管理組合や個人が購入した丸美のファンドは、約46億円、会員制ホテルの預託金債権が70億円あり、丸美は社員を通じて受託管理組合等へ執拗な勧誘をしていましたので今後、管理組合への影響が心配されます。

ある管理組合は、大規模改修工事を八千万円かけて行い、その内六千万円は、リゾートホテルの会員権を解約して充当する予定でしたが、7月に解約したにもかかわらず返金されない為、業者への工事代金を払えない可能性があるとといった事例も出ている。

また別のマンション管理組合(築7年)は、昨年この投資ファンドを1400万円分購入した。「積立金を運用しよう」と、総会で購入を決めた」という管理組合理事長。当時管理組合が保有していた修繕積立金の総額は、2700万円、全体の5割以上を投資した形になる。8月22日に開催された受託

管理組合向けの説明会では、賃貸事業の預かり敷金と7月・8月の家賃合計7億円は、金丸社長が他へ流用したので残金はないと説明した。

これなどは、犯罪の可能性もあります。

*事例①

仙台市青葉区の管理組合は、昭和59年に管理会社と管理委託契約を終結。平成9年に就任した理事長は、同年8月から17年3月の7年8ヶ月の間に合計61回にわたって管理組合の六つの口座から預金を引き出し、約3600万円を横領した。印鑑、通帳の保管方法は、管理組合が印鑑を管理会社が通帳を保管する形になっていたが通帳は管理事務室で保管され、自ら管理したいという理事長の要望で管理員が渡したという。

管理会社は、その事実を理事会等に何度か報告し、注意義務を尽くしたと主張していた。管理組合は、毎事業年度及び毎月行うべき預金通帳の確認義務と会計書類を提出しておれば即時に不自然な預金残高の減少に気付き、預金通

早目の点検と改修で漏水を防ぎ、建物の資産価値維持・保全をサポートします

「非破壊」劣化度診断システム

防水シート「ロンブルーフ」の防水層に損傷を与えずに劣化度を診断

ロンマットME・ロンステップME

滑りにくい長尺塩ビシート・階段用床材+塗膜防水で安全と防水性を確保

ロンシール工業株式会社

http://www.lonseal.co.jp/

●本社防水部 〒130-8570 東京都墨田区緑4-15-3 TEL.03-5600-1866 FAX.03-5600-1846
●大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-9-13 大北ビル7F TEL.06-6304-2700 FAX.06-6304-6948

帳を保管していた理事長に確認するなどして横領行為を発見し、以後の横領行為と損害発生を防ぐことができたとして管理会社の責任を追及した。

昨年7月管理会社が管理組合に和解金500万円を支払うことで和解が成立。

和解条項には、管理会社は横領のあった当時の管理組合役員と監事に損害賠償請求権及び求償権を行使しないことと、管理組合は、その他の請求を棄却することなどを定めている。

***事例②**

大京グループ広報によると、平成19年4月大京アステージによる、沖縄大京の吸収合併に伴う会計業務の本社集約に向けた変更作業の過程で男性係長による8000万円の横領が見つかったと発表した。

元係長は、平成12年1月から20年1月までの間、判明している分だけでも8000万円を担当していた県内19の管理組合から私的に流用、架空の支出で理事長の承認印を得たり、ペイオフ対策として管理組合口座から別口座へ移管

の際、一部横領したまま残高証明書を作成するなどして発覚を防いでいた。

動機については、借金返済に充てたなどと話しているとのこと。

大京アステージは、被害管理組合を訪ね、お詫びと説明を行い全額を弁済した。

***事例③**

金沢の管理組合が元理事長に、5800万円横領され、管理会社に被害相当額の損害賠償を求め提訴、昨年和解した。元理事長は、平成11年に

理事長に就任、住宅金融公庫のマンションすまいる債を購入する等の理由で平成13年8月から15年5月迄の1年9ヶ月の間に、計16回にわたり管理組合の普通・定期預金口座から預金を引き出し横領した。

管理会社との業務委託契約では、管理会社が通帳を印鑑は管理組合が保管。事務管理業務には、出納業務や月次支払・収支状況報告書、年次決算報告書案の作成などの会計業務も含まれていた。管理組合は管理会社に対して「会計帳簿に基づいて決算報告書を作成する際に、預金・積立金・有価証券等の実情について十分な確認の上で作成すべき義務を怠った為に元理事長の不正行為を発見し得なかった」と主張。管理会社が決算期に自ら保管中の預金通帳等を確認さえしていれば、元理事長の口実はどうであれ初期の段階で「不法行為に手を貸したものとと言えるから不法行為に基づく賠償責任がある」と責任を追及した。

一方管理会社は、「様々な口実を設けて普通預金通帳を交付させ、定期預金証書の紛失届を勝手に出し、再発行を受け、払い戻し、決算の時には金融機関の残高証明を偽装した為不正を発見できなかった」と責任を否認、逆に「組合員・役員の無関心が横領行為を助長させた」と過失相殺を主張した。

和解では、管理会社が管理組合に損害賠償義務として、1000万円の支払いを認め、管理会社が元理事長を除く不法行為当時の管理組合役員に対し、求償権を行使しな

いとしている。

管理会社は、「元理事長にだまされたとは言え、度重なる横領に気付くのに時間がかかったという点で当社にも責任がある」と受け止めて和解したとしている。

***事例④**

・総会決議のない修繕積立金の取り崩し

平成15年8月の福岡地裁判決で、総会決議を得てないにもかかわらず、修繕積立金の取り崩しを指示する理事長に「預かり書」を書いてもらうなど条件付きで応じた管理会社が管理組合から不法行為で訴えられ不法に取り崩された修繕積立金約350万円と同額の賠償金の支払いを管理会社に命じた。

理事長は、フェンスの改修工事を理由に管理組合の預金口座の通帳を保管していた管理会社に修繕積立金を取り崩し、現金持参を命じ、管理会社は抵抗したが最終的には、修繕積立金を理事長に交付した。裁判で管理会社は、理事長に「預かり書」を書いてもらう、フェンス改修工事代金

マンション再生のお手伝いをして四半世紀

あなたのマンションに新しい生命を吹き込みます

～Total Renewal～

大規模修繕から設備改修・内装リフォームまで充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています



マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL <http://www.kenso.co.jp/>



を支払ったら直ちに領収書を提出してもらおう条件を付けており、「注意義務を尽くした」と主張したが認められなかった。裁判官は、管理会社に対し「修繕積立金を適正に収納・保管すべき義務があるのは当然」とした上で、総会議が「漫然」と修繕積立金を取り崩し、理事長に交付した行為は「管理会社にあるまじき重大な過失」と批判し、管理会社の不法行為を認め、賠償金の支払いを仮執行宣言付で命じる判決を下した。

**「管理組合財産の
毀損リスク極小化策」**

昨年の夏、8月に発行された「マンション管理新聞」に、石川県にある管理会社が、数多くのマンション管理組合の修繕積立金を横領し倒産した事件を掲載していた。同新聞は、又「管理会社任せで、管理組合のチェック機能が働いていなかったとも考えられる」とコメントしてい

る。原則方式を採用していないから管理会社が、修繕積立金の預金通帳と印鑑を保管していた等の問題もあったようだ。そこで、国交省は、財産分別管理について見直し作業を進め、19年度中にパブリックコメントを得て、マンション管理適正化法の施行規則改正を目指していた。

制度がどのように改正されても管理組合自身「自分達の財産は、自分達で守る」という原則を忘れないことです。今回の改正の狙いとしては、管理会社が、住宅マンションの出納業務を行う場合の管理会社による毀損リスクの極小化策として、「マンション管理適正化法・施行規則」にうたわれている。

「管理組合の財産分別管理」方式は、左記の通りです。
①原則方式
②収納代行方式
③支払一任代行方式です。
・検討内容
(1) 「収納口座」と「保管口座」に、分離することにより安全措置を講ずる。

(2) マンション管理組合への情報開示を拡大することに より管理組合の索制機能を強化する。…(管理組合による自らの財産チェックの機会を増やす。)

(3) 管理業者による1ヶ月以内の「収納口座」から「保管口座」への移管を徹底させ、管理会社によるオペレーションナルリスクを1ヶ月以内に押さえ、当該1ヶ月間の保証措置を講ずる。

(1) (3)迄の導入により、管理業者による管理組合財産の毀損リスクを少なくする制度への改善を図ろうとするもの。

- *管理組合の横領防止対策
- 1、通帳と印鑑の分別管理
- 2、会計処理基準の制定
- 3、第三者による管理

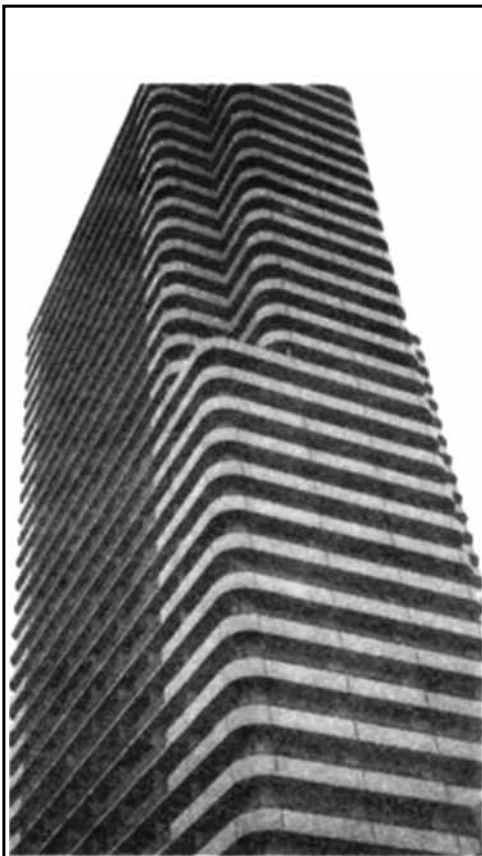
・犯行が行われるのは、お金の動く時です。資金移動時には、複数の者が立ち会う。明確な証拠(領収書・通帳・債券預り証・証券等)で、早めに確認することです。まずは愚直に決められた手順・ルールを守ること、それが不正防止の原則です。

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463



「マンション問題何でも法律一〇番」(下) 管理組合が出来ること、出来ないこと

3 組合員同士のトラブル

(1) 漏水(上の階と下の階)
漏水箇所が、専用部分か共用部分かによって、その結果に責任を負担する当事者が変わります。共用部分の場合には管理組合の責任ですが、専用部分の場合には個々の組合員の責任ですから、その解決も個々の組合員同士でということになります。

(2) 騒音

騒音の問題は、基本的には、組合員同士のトラブルですから相互の組合員同士で解決しなければなりません。例えばカラオケ店舗の騒音が多めのマンションで生活している人々の問題となっている場合には、管理組合が主体となって解決に当たることがあります。

(3) 悪臭

これも基本的に騒音と同様に考えられます。ペット・営業店舗からの悪臭の場合には、管理組合が主体となることもあります。

4 用法違反

(1) 規約違反
禁止、店舗の一部営業禁止、部屋の使用禁止、明け渡し請求などについて、判例があります。

これらの手続きをする場合には、その要件に注意してください。要件に反した場合は、有効にはなりません。

特に特別決議が必要な場合が多いのでその手続きをきちんとすることです。

参考に、要件をあげてみますので確認してみてください。

(2) 義務違反者への措置の要件
① 共同の利益に反する行為の停止等の請求(区分所有法第57条1項)は、次のように規定されています。

1 区分所有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し、区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又は、その行為を

する恐れのある場合には、他の区分所有者の全員又は、管理組合法人は、区分所有者の

共同の利益のため、その行為を停止し、その行為の結果を除去し、又はその行為を予防するため必要な措置を執ることを請求することができる。

2 前項の規定に基づき訴訟を提起するには、集会の決議によらなければならない。

3 管理者又は集会において指定された区分所有者は、集会の決議により、第一項の他の区分所有者の全員のために、前項に規定する訴訟を提起することができる。

② 使用禁止の請求(同法58条)は、次のように規定されています。

1 区分所有者の共同生活上の障害が著しく、法57条1項に規定する請求によっては、その障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるとき。

2 訴えを以て、当該行為に係る占有者が占有する占有部分の使用又は、収益を目的とする契約の解除及びその占有部分の引渡しを請求することができる。

3 その決議の要件は、②の2、3、4と同じ。

弁護士 小林美智子

<http://www.dyflex.co.jp>

タイル壁に「安心」を塗ろう。

色調保持型タイル剥落防止工法

エバーガード

- 剥落防止
- 防水
- 透明

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

UI-シールド

- 防虫
- 省エネ
- 透明

株式会社 ダイフレックス
さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

国交省より2月29日公表

「住宅・建築分野における今後の省エネルギー対策の方向性について」

以下、抜粋文を掲載します。はじめに

地球温暖化に対する当面の取り組みとして、1997年に採択された京都議定書において、我が国は温室効果ガス排出量を2008年から2012年までの5年間の平均で基準年(1990年)から6%削減することを約束している。この国際的約束を果たすため2005年4月には京都議定書目標達成計画(以下目標達成計画という)が閣議決定され、現在、本計画に基づき、地球温暖化対策を推進しているところである。目標達成計画においては「第1約束期間の前年である2007年度に、本計画に、定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする」とされており、社会資本整備審議会及

び交通政策審議会では民生部門業務その他部門及び家庭部門の住宅・建築分野、運輸部門等の国土交通省所管に係る地球温暖化対策に関して目標達成計画に定められた対策・

施策の進捗状況の評価と今後の対策・施策の方向性について、一昨年秋季以降審議が行われ、昨年6月には「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間とりまとめ」が公表されたところである。

この中間とりまとめでは、国土交通分野における対策・施策について引き続き積極的に検討を進めるとともに、社会資本整備審議会・交通政策審議会の各分科会・部会等において個別のテーマについて具体的な検討を行い、今後の方策をとりまとめることとされている。

これを受け、建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会においては、住宅・建築分野における省エネルギー対策の方向性について、昨年8月より審議を始め、4回にわたり議論を重ね、この度「住宅・建築分野における今後の省エ

ネルギー対策の方向性について」としてとりまとめたところである。 中略

既存ストックの省エネルギー対策の促進

住宅・建築物を「つくっては壊す」フロー消費型の社会から「いいものを、つくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック型社会への転換が求められている。また、新築に比べ、既存ストックは、その数も多く、省エネルギー性能の向上も遅れていることから、住宅・建築物の新築時における省エネルギー対策と併せ、既存ストックの省エネルギー性能の向上を図るための取り組みが重要である。住宅・建築物の所有者等に対し、省エネルギー性能を向上させることの必要性や効果について理解を促すための情報提供を進めるとともに、省エネルギー改修を促進するための税制上の特例措置などのインセンティブを付与することが必要である。

また、省エネルギー改修は、耐震改修や増改築と同時に実施することが効果的かつ効果

的であることから、こうした改修工事との一体的実施を促進する必要がある。

既存ストックの省エネルギー改修は、新築に比べると、一定の効果のために必要な施工の間等を要し、コスト高になることが多いことから、窓・外壁・天井・床等の部位の改修や住宅では主要な居室のみの改修など取り組み易く、効果的な改修方策についての技術開発や情報提供を進めるとともに、省エネルギー改修の担い手となる設計者や施工者等の知識や技能の向上等を図ることが必要である。

さらに、既存ストックの省エネルギー性能に関する簡易で信頼性のある評価方法が必要であり、住宅性能評価の充実など既存ストックの省エネルギー性能の評価手法を開発する必要がある。 以下省略

既存ストックの省エネルギーに関する具体的な取り組みが促進されれば、エネルギーの効率的な利用を実現することも可能となることであろう。

埼玉ネット事務局

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

三興管理株式会社

東京都千代田区神田須田町1-7

電話番号 03-3252-7367

FAX番号 03-3255-2287

連載 私の町はどんな町⑧

熊谷市(熊谷宿)

熊谷宿は天保一四年の記録では、人口三二六三人、家数一〇七五軒で、中山道では三番目に位する宿構成で、史跡も多く残されていました。昭和二〇年八月十四日(終戦の前夜)の空襲で市内の七割以上が灰燼に帰して、日本の規模を誇る一六〇〇坪の地に七〇〇坪の家屋があった竹井本陣をはじめ、宿場旧構の大半が焼失したのは残念でした。武蔵国の中山道十ヶ宿のうち、他は天領でしたが熊谷宿だけは大名の所領に属し、忍藩松平下総守の管理下にありました。

熊谷宿は熊谷次郎直実一色です。JR熊谷駅前には馬上颯爽と鎧かぶとに身を固めた直実の銅像があり、熊谷の花も実もある武士道のかおりやかたかし 須磨の浦風 一首が台座に彫り込まれています。 国道の右側に大里郡の総鎮

守で直実も深く尊信した『高城神社』があります。一の鳥居から三つの鳥居が並ぶ約一五〇米の参道は明神大門と呼び、当時は門前町として栄えていたといえます。 高城神社の横に直実ゆかりの『熊谷寺』があります。直実が生まれた熊谷館に一二〇五年に「蓮生庵」という草庵を造り、死後幡階上人が蓮生(直実の法名)を慕い中興して熊谷寺としました。

本堂左側に熊谷直実の墓があり、入口に「蓮生墓承元元年九月四日ここに寂滅す」と書かれ、直実の左に夫人相模の方の墓、右に嫡男小次郎直家公の墓があります。 山門の左に、直実五十四才頃の真白で巨大な「蓮生坊大霊像」が建っていて台座は武士時代に用いていた「劔星兜」が型どられています。

熊谷次郎直実の出自は、源氏の武将として平家追討に活躍したイメーが強いけど、始祖を桓武天皇に仰ぐ平家の一門です。熊谷姓は父直貞からで、父直貞と直実の兄は、

都時代の軋轡が因で、平忠盛

の刺客に殺害され、当時二才だった直実も逃げ延びて、母と二人で母の姉の嫁ぎ先で熊谷在住の久下直光を頼り、少年時代を過ごしています。 後の一ノ谷合戦で、直実に殺された平敦盛は忠盛の孫だったことは、何かの因縁の絆があったのでしょうか。

熊谷次郎直実として歴史に名を出すのは「平治の乱」一五九九年で直実が十九才の時です。平家の全盛時代で武蔵守の平知章の輩下になりました。一一八〇年源頼朝が伊豆で挙兵した時、彼は熊谷から平家の為に石橋山の合戦に馳せ参じています。

熊谷家の家紋「ほやに白鳩の紋」に関するエピソードがあります。石橋山合戦の最中頼朝が敗れて空洞の中に隠れていたのを梶原景時が助けた話は有名ですが、「直実物語」には、直実は敵將頼朝が栗の木の間隙の中に隠れているのを発見し憐れに思い、その前にほやを折って隠し「その幹に居候えば、鳩がその木のまわりに飛び来たり飛び去れば人のあるとは思わず知らずして

云々」とあり頼朝は助かり、後にその忠義により「ほやに白鳩の紋」を賜ったと云われています。また熊谷氏の子孫であるといわれている日本一地価が高いことで有名な東京銀座の「鳩居堂」は「向かい鳩」の家紋とし、屋号も鳩居堂としています。

頼朝の二度目の挙兵で、頼朝の配下に加わり一ノ谷合戦まで数々の活躍をしています。中でも我が子小次郎と同年齢の平敦盛の首を泣く泣く討ち取り、義経に頼み恩賞の代わりに敦盛の首を屋島の母「藤の局」の下に送り届けました。直実の情けある武士としての片鱗がうかがえます。

「平家物語」では「それよりしてこそ熊谷が発心の思いはすすみけれ」と記し、直実の出家の原因としています。直実はその後は戦はず、直ちに故郷の熊谷へ帰ってしまします。

翌年、法然上人に逢い、往生のあり方を悟り法然の門に入り、五十三才にして『熊谷蓮生』が誕生します。

小島 次郎

ISO9001・14001に裏づけされた高品質な
工事と誠実なアフターケア環境にやさしい
リニューアルを提供します。

本社 川崎市川崎区大川町8-1

TEL 044-366-4807(営業部)

FAX 044-366-4810

URL <http://www.sinyo.com>



ビル・マンション等のリニューアルはシンヨーにお任せ下さい。

シンヨー株式会社

第33回 マンション管理組合 (秋季) 実践セミナーのご案内

日時 平成20年11月30日(日) 13:15開場
場所 さいたま市文化センター(南浦和駅西口下車徒歩7分)

第1部 セミナー講演・座談会 13:30~15:50
第2部 個別無料相談会 16:00~16:50

- ・セミナー講演・「管理組合運営のソフトとハード」
- ・なぜ管理組合は必要なの?
- ・管理組合は何をすればいいの?
- ・理事長や理事になったら何をしたらいいの?

- ・こんな話が皆様から寄せられています。管理組合の役員の方々が、日頃抱えている問題についてマンションに係る各分野の専門家を迎え、解り易く説明します。
- ・*公開座談会「皆さんが主役の勉強会」
- ・セミナー講演のテーマに沿って、このセミナーに参加いただく皆さん全員で、意見交換を行います。
- ・勉強会の場として大いにご



利用ください。

*セミナー終了後、希望者の方には、個別相談会を行います。御希望の方は、セミナー申し込み時に事前受付を行います。

○参加申し込みの詳細は、埼玉管ネットWebサイトを参照、又は、事務局迄お問い合わせください。
(会員は参加費無料)

平成20年住宅・土地統計調査の実施について

総務省統計局が5年に一度実施している「住宅・土地統計調査」が10月1日からスタートします。この調査は、全国及び地域別の住宅・土地の実態を明らかにすることを目的として全国的に実施する統計調査で、県内では18万世帯が対象です。調査対象世帯には、9月下旬以降調査員証を持った調査員が調査票記入依頼に伺います。しかし、オートロックマンションなど調査員が建物内に入れず、説明もできない場合があります。管理組合・管理員のご理解とご協力をお願いします。

この統計調査は、統計法により個人情報などの秘密の保護が厳密に規定されています。調査結果は国民の暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されています。

問い合わせ先
埼玉県・総務部統計課・市町村統計担当 (TEL 〇四八—八三〇—二三一四)

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

- NPO 法人埼玉管ネットでは建物保全に関する調査の一環として超高層マンションにお住まいの方へ、アンケート調査を実施しております。ぜひWEBサイトよりアンケートにご協力ください。
- 「年間スケジュールを一部変更・訂正しております。」ホームページでご確認ください。
- 理事長・連絡先変更届けは、ホームページ上の変更登録フォームをご利用下さい。また、FAX用の書類も送付させて頂いております。併せてご利用下さい。



マンションLife
バックナンバー
ユーザー名
saikan-user
パスワード
1015



ヤマギシリフォーム工業株式会社



すまい美しく

埼玉支店

〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

認証取得
ISO 9001
ISO14001